

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成30年10月26日（平成30年（行情）諮問第481号）

答申日：平成31年1月23日（平成30年度（行情）答申第395号）

事件名：「職員の心の健康の増進のための文部科学省が作成した手びき（直近年度のもの Fコードによる診断名があるもの）」の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定課宛て請求 職員の心の健康の増進のための文部科学省が作成した手びき（直近年度のもの Fコードによる診断名があるもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月17日付け30受文科人第123号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、本件対象文書についてなされたものである。

本件対象文書は、保有しておらず、作成していないため、行政文書が存在しないことによる不開示決定をしたところ、審査請求人から以下の理由により、不開示決定の取り消しを求める旨の審査請求がされたところ。

開示請求に係る行政文書を管理している。

#### 2 不開示決定の妥当性について

本審査請求に係る開示請求について、文部科学省特定課では、上述のとおり行政文書が存在しない。

念のため、行政文書ファイル管理簿において当該請求に関連すると考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び倉庫内の書庫に

ついて探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

### 3 原処分に当たったの考え方

以上のことから、行政文書が存在しないため、不開示決定とした原処分は妥当であり、審査請求人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月10日 審議
- ④ 平成31年1月21日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 審査請求人が開示請求書において示した「Fコード」とは、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき、世界保健機関が作成した分類の10回目の改訂版であるICD-10コード中の「精神及び行動の障害（F00-F99）」部分のことを指すものと考え、審査請求人は、「職員の心の健康の増進のために文部科学省が作成したICD-10コード中のFコードの診断名が記載された手引き」の開示を求めているものと考えたところである。

イ 特定課の所掌事務は、人事等に関することであり、ICD-10コードを使用した文書を業務において使用する必要はないので、特定課において本件対象文書は保有していない。

ウ なお、特定課では、職員の心の健康の増進のための手引きを作成していないが、人事院による通知の「職員の心の健康づくりのための指針について（平成16年3月30日勤職-75）（人事院事務総局勤務条件局長発）」等を参照し、職員の心の健康づくりに取り組んでい

るところである。

エ 念のため、行政文書ファイル管理簿において、当該請求に関連する  
と考えられる行政文書を検索するとともに、特定課の執務室及び書庫  
等について探索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特  
段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認めら  
れないことから、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは  
認められない。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不  
開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有して  
いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司